

社会福祉法人運営の手引き

平成 25 年 4 月
令和 7 年 6 月改訂

仙台市健康福祉局総務課

改定履歴

- 平成 25 年 4 月 1 日初版
- 平成 27 年 4 月 1 日改訂
(内容) 法改正による事業追加等
- 平成 29 年 4 月 24 日改訂 (平成 29 年 4 月 1 日より適用)
(内容) 社会福祉法改正に対応
- 平成 29 年 5 月 22 日改訂
(内容) 評議員会の特別決議等の修正
- 平成 30 年 5 月 16 日改訂
(内容) 国通知・指導監査ガイドライン等に基づき加筆・修正, 定款変更手続き時の提出書類の修正, 監事監査報告書の様式変更, 別添参考様式追加
- 令和元年 5 月 29 日改訂
(内容) 社会福祉法改正, 国通知改正, 元号改正に伴う修正
- 令和元年 10 月 8 日改訂
(内容) 成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく社会福祉法改正, 国通知改正等に伴う修正
- 令和 5 年 3 月 24 日改訂
(内容) 国通知改正に伴う修正・評議員改選期のスケジュール修正
- 令和 6 年 3 月 18 日改訂
(内容) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律及び児童福祉法等の一部を改正する法律に基づく社会福祉法改正に伴う修正
- 令和 7 年 6 月 1 日改訂
(内容) 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律に基づく社会福祉法改正に伴う修正, 理事及び監事の報酬の総額の決議について追記

目次

改定履歴	1
I 社会福祉法人とは	6
1 経営の原則等	6
2 社会福祉事業	6
(1) 第一種社会福祉事業	6
(2) 第二種社会福祉事業	7
3 公益事業及び収益事業	8
(1) 公益事業	8
(2) 収益事業	9
II 評議員・理事・監事・会計監査人	9
1 評議員	9
(1) 評議員の員数（法第 40 条第 3 項）	9
(2) 評議員の欠格事項（法第 40 条第 1 項）	9
(3) 評議員の資格（法第 39 条）	10
(4) 兼職禁止（法第 40 条第 2 項）	10
(5) 評議員の選任及び解任（法第 31 条第 1 項及び第 5 項）	10
(6) 評議員の特殊関係者（法第 40 条第 4 項及び第 5 項）	10
2 理事	11
(1) 理事の選任及び解任（法第 45 条の 4）	11
(2) 理事の欠格事由（法第 44 条第 1 項）	12
(3) 理事の資格要件（法第 44 条第 4 項）	12
(4) 理事の特殊関係者（法第 44 条第 6 項）	12
(5) 任期（法第 45 条）	13
(6) 欠員が生じた場合の措置（法第 45 条の 6）	13
(7) 理事の職務，権限等（法第 45 条の 13 等）	13
(8) 理事の義務等（法第 38 条，法第 45 条の 16，法第 130 条の 2 及び 3）	14
3 監事	14
(1) 定数（法第 44 条第 3 項）	14
(2) 欠格事由（法第 44 条第 1 項）	14
(3) 資格要件（法第 44 条）	14
(4) 特殊関係者（法第 44 条第 7 項）	15
(5) 職務・義務等（法第 45 条の 18）	15
(6) 任期・欠員補充	18
(7) 監事の解任（法第 45 条の 4）	18
4 役員（理事・監事）・評議員の選任関係書類	18

5	会計監査人.....	21
(1)	会計監査人の選任及び解任（法第 43 条, 第 45 条の 4）	21
(2)	会計監査人の資格（法第 45 条の 2）	22
(3)	会計監査人の任期（法第 45 条の 3）	22
(4)	会計監査人に欠員が生じた場合の措置（法第 45 条の 6）	22
(5)	会計監査人の職務及び権限等（法第 45 条の 19）	22
(6)	会計監査人の設置義務	22
6	評議員, 理事, 監事及び会計監査人の報酬.....	23
(1)	評議員の報酬.....	23
(2)	理事の報酬.....	23
(3)	監事の報酬.....	23
(4)	会計監査人の報酬.....	23
(5)	理事, 監事及び評議員に対する報酬等支給基準	23
(6)	理事, 監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表.....	25
7	理事, 監事, 評議員又は会計監査人の損害賠償責任	25
(1)	理事, 監事, 評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任 ...	25
(2)	理事, 監事, 評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任	26
(3)	役員等のために締結される保険契約について	27
III	理事会・評議員会.....	28
1	理事会	28
(1)	権限等（法第 45 条の 13）	28
(2)	運営（法第 45 条の 14）	28
(3)	内部管理体制の整備	31
2	評議員会	31
(1)	運営	32
(2)	定時評議員会	35
IV	資産の管理	36
1	資産の所有等	36
2	資産の区分.....	36
(1)	基本財産	36
(2)	その他財産.....	37
(3)	公益事業用財産・収益事業用財産	37
3	資産の管理.....	38
(1)	基本財産の管理	38
(2)	基本財産以外の資産の管理	38
V	登記	39

1 登記しなければならない事項.....	39
VI 社会福祉法人現況報告書等の届出.....	40
VII 定款変更手続.....	41
(1) 定款変更認可申請に必要な書類（全て正本1通，副本1通の計2通）.....	41
(2) 定款に掲げる事業目的の記載方法.....	41
(3) 定款変更届出でよい事項.....	41
VIII 情報の開示.....	45
1 書類の備え置き・閲覧.....	45
2 インターネットによる公表.....	45
IX 「社会福祉充実残額」「社会福祉充実計画」.....	47
1 社会福祉充実残額.....	47
(1) 社会福祉充実残額の算定式.....	47
(2) 上記①「活用可能な財産」の算定.....	48
(3) 上記②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定.....	48
(4) 上記③「再取得に必要な財産」の算定.....	48
(5) 上記④「必要な運転資金」の算定.....	48
(6) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例.....	48
(7) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存.....	48
(8) その他.....	49
2 社会福祉充実計画策定の流れ.....	49
3 社会福祉充実計画.....	49
(1) 社会福祉充実計画とは.....	49
(2) 社会福祉充実計画に記載すべき内容.....	49
X 税額控除に係る証明.....	51
1 税額控除制度の概要.....	51
2 税額控除対象法人となる要件.....	51
(1) 要件1の留意事項.....	52
(2) 要件2の留意事項.....	52
3 実績判定期間.....	53
4 証明書の有効期間.....	53
5 証明書受領後に行うべきこと.....	53
(1) 「税額控除に係る証明書」の写しの交付.....	53
(2) 書類の備え付けと閲覧.....	53
資料1 社会福祉法人定款例.....	54
資料2 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」.....	74

資料 3 「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」	75
資料 4 「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」	77
資料 5 社会福祉法人における決算関係スケジュール（例）	79

参考様式（別添）

※本文例は，指導監査等において問い合わせが多かった事項について参考として作成した文例であり，あくまで一例ということに留意願います。また，平成 30 年 5 月に作成したものであり，今後，通知等の改正等により変更が生じることがあることを御了承願います。

I 社会福祉法人とは

社会福祉法人とは、社会福祉法第 2 条に規定されている第一種社会福祉事業及び第二種社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人です。社会福祉を目的とする事業であれば社会福祉法人を設立できるわけではなく、社会福祉事業とは法に列挙された特定の事業となります。

また、「社会福祉法人」の名称は、社会福祉法に基づいて設立された法人にのみ認められ、社会福祉法人以外の者は、「社会福祉法人」やこれと紛らわしい文字を使用してはいけないこととされています。

1 経営の原則等

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効率的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければなりません。（法第 24 条）

また、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たって、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金の福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければなりません。（法第 24 条第 2 項）この責務について、具体的にどのような取組がこの対象となるかについては、「社会福祉法人による「地域における公益的な取組」の推進について」（平成 30 年 1 月 23 日付厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知）により、その解釈が示されています。

2 社会福祉事業

社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業とは以下のとおりです。社会福祉事業のうち、第一種社会福祉事業は、国や地方公共団体のほかは社会福祉法人でなければ経営することができません。

（1）第一種社会福祉事業

- ア 生活保護法に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- イ 児童福祉法に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- ウ 老人福祉法に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- エ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害

者支援施設を経営する事業

オ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設を
経営する事業

カ 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通
する事業

(2) 第二種社会福祉事業

ア 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに
要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業

イ 生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業

ウ 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生
活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問
事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住
居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、
親子再統合支援事業、社会的養護自立支援拠点事業、意見表明等支援事業、妊産
婦等生活援助事業、子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係
形成支援事業又は乳児等通園支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童
厚生施設、児童家庭支援センター又は里親支援センターを経営する事業及び児童
の福祉の増進について相談に応ずる事業

エ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規
定する幼保連携型認定こども園を経営する事業

オ 民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律
(平成二十八年法律第百十号)に規定する養子縁組あっせん事業

カ 母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家
庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福
祉施設を経営する事業

キ 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期
入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又
は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人
短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを経営する事業

ク 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害
福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び
同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを経営する事業

ケ 身体障害者福祉法に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介
助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、
補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業
及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

コ 知的障害者福祉法に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業

サ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊

- 所その他の施設を利用させる事業
- シ 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- ス 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設又は介護医療院を利用させる事業
- セ 隣保事業(隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。)
- ソ 福祉サービス利用援助事業(精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス(前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。))の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。)
- タ 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

3 公益事業及び収益事業

社会福祉法人は、経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益事業及び収益事業を行うことができますが、法人の事業のうち社会福祉事業が主たる地位を占めるものでなければなりません。

(1) 公益事業

公益事業とは公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業をいいます。社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことはできません。

また、公益事業において剰余金を生じたときは、社会福祉事業又は公益事業に充てることとなります。

公益事業の例としては、次のような事業があります。

- ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
- イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出等の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化活動、就労、住環境の調整等(以下「入浴等」という。)を支援する事業
- ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
- エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
- オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
- カ 子育て支援に関する事業
- キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に

関する事業

ク ボランティアの育成に関する事業

ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）

コ 社会福祉に関する調査研究等

（２）収益事業

収益事業は、法人が行う社会福祉事業又は公益事業（社会福祉法施行令第４条及び平成１４年厚生労働省告示第２８３号に掲げるものに限る）の財源に充てるために、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであり、法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当ではありません。

Ⅱ 評議員・理事・監事・会計監査人

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。また、一定の規模を超える社会福祉法人は会計監査人を置かなければなりません。

１ 評議員

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、選任されます。選任の方法は定款の定めるところによります。

また、評議員の任期は選任後４年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会終結のときまでとなります。ただし、定款で６年以内と変更することも可能です。

定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることができます。

（１）評議員の員数（法第４０条第３項）

評議員は、理事の員数を超える数でなければなりません。例えば、理事が６人の場合は、評議員は７人以上となります。

（２）評議員の欠格事項（法第４０条第１項）

①法人

②心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定める（※）もの

③生活保護法・児童福祉法・老人福祉法・身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定

に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

④③に該当する者を除くほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

⑤所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(※) 厚生労働省令で定める者は「精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とされており、例えば、法人の財産を管理・処分できない程度に判断能力が欠けている者が該当することとされています。この確認方法については、誓約書等により候補者本人にこれらの者に該当しないことの確認を行う方法で差し支えありませんが、必要に応じて法人の判断により医師の診断書等により確認することが考えられます。なお、成年被後見人又は被保佐人であることのみをもって当該欠格事由に当たるとすることはできないことに留意が必要です。

(3) 評議員の資格（法第 39 条）

評議員は、社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから選任することとしており、欠格事由・兼職禁止・特殊関係の要件に適合し、法人において本資格要件に該当するものとして適正な手続きにより選任されている限り、制限を受けるものではありません。ただし、選任の手続きにおいて、評議員候補者それぞれが「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」である旨を説明することが必要です。

また、社会福祉法人は公益性の高い法人であることから、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりをもってはならないものであり、暴力団員等の反社会的勢力の者が評議員になることはできません。（社会福祉法人審査基準第 3 の 1 (6)）

(4) 兼職禁止（法第 40 条第 2 項）

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません。

(5) 評議員の選任及び解任（法第 31 条第 1 項及び第 5 項）

評議員の選任及び解任の方法については、法人が定款で定めることとされていますが、定款で定める方法としては、法人関係者でない中立的な立場にある外部の者が参加する機関（評議員選任・解任委員会等）を設置することが考えられます。（理事又は理事会が評議員を選任・解任することは無効とされています。）評議員選任・解任委員会の委員は、監事、事務局員、外部委員等の 3 名以上で構成することが必要です。（※外部委員は必ず含まれなければなりません。）

(6) 評議員の特殊関係者（法第 40 条第 4 項及び第 5 項）

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてならな

いことに加え、各評議員又は各役員と厚生労働省令で定める（※）特殊の関係がある者も含まれてはいけません。

（※）厚生労働省令で定める者は以下のとおり。

- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員又は役員に雇用されている者（個人的に雇用されている者）
- ③ ①，②以外の者で、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②，③の配偶者
- ⑤ ①～③の三親等内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該評議員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該評議員を含む）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）※業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）※業務を執行する社員を含む。
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
※支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である、評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関 ・ 地方公共団体 ・ 独立行政法人 ・ 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - ・ 地方独立行政法人 ・ 特殊法人又は認可法人

2 理事

理事は、評議員の決議によって選任され、法令及び定款を遵守し、社会福祉法人のために忠実にその職務を行わなければなりません。理事長及び理事は社会福祉法人の業務を執行します。理事は6名以上となります。

評議員会の決議に当たって、理事の欠員が生じた場合に備えて補欠の理事を選任しておくことができます。（決議の際には、当該候補者が補欠の役員である旨等の決定も必要です。）

（1）理事の選任及び解任（法第45条の4）

理事の選任・解任の決議は評議員会で行われます。なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって解任することができることと

されています。

①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

②心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 理事の欠格事由（法第 44 条第 1 項）

評議員と同様です。

(3) 理事の資格要件（法第 44 条第 4 項）

理事には、以下①～③の要件を満たす者が含まれる必要があります。

また、社会福祉法人は公益性の高い法人であることから、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりをもってはならないものであり、暴力団員等の反社会的勢力の者が理事になることはできません。（社会福祉法人審査基準第 3 の 1 (6)）

① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（※ 1）

② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（※ 2）

③ 当該社会福祉法人施設を設置している場合は、当該施設の管理者（※ 3）

※ 1 社会福祉事業について識見を有する者（例示）（厚生省障企第 59 号通知「社会福祉法人審査要領」）

① 社会福祉に関する教育を行う者

② 社会福祉に関する研究を行う者

③ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者

④ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者

※ 2 法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（例示）（厚生省障企第 59 号通知「社会福祉法人審査要領」）

① 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員

② 民生委員・児童委員

③ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等

④ 医師、保健師、看護師等保健医療関係者

⑤ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※ 3 「施設」については、原則として第 1 種社会福祉事業の経営のために設置した施設をいうが、第二種社会福祉事業であっても、保育所、就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等法人が経営する事業の中核である場合には、当該事業所等は同様に取り扱いします。

(4) 理事の特殊関係者（法第 44 条第 6 項）

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係にある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはなりません。ただし、理

事の特殊関係者の上限は3人です。

特殊の関係がある者は以下のとおりです。

- ①当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ②当該理事に雇用されている者（個人的に雇用されている者）
- ③以降は評議員の場合と同様。「当該評議員」を「当該理事」と読み替える。（ただし、⑦、⑧は除く）

（５）任期（法第45条）

選任後2年以内に終了する会計年度の内最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。ただし、定款で任期を短縮することができます。また、理事を再任することは差支えなく、期間的な制限はありません。

（６）欠員が生じた場合の措置（法第45条の6）

理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事の権利義務を有します。

また、理事に欠員が生じ事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により、又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができます。

（７）理事の職務、権限等（法第45条の13等）

①理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します。具体的には、理事会で決定した事項を執行する他、法第45条の13第4項に掲げる事項以外の理事会から委嘱された範囲内で、自ら意思決定をし、執行します。

そして、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します。

②業務執行理事の職務及び権限等

理事長及び理事長以外の理事であって、理事会の決議によって社会福祉法人の業務を執行する理事として選定された者は、社会福祉法人の業務を執行します。この業務執行理事は理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません。

③理事長及び業務執行理事の職務執行状況報告

理事長及び業務執行理事は、3月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければなりません（実際に開催された理事会で行わなければならない、報告の省略はできません）。ただし、定款で毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上その報告をすると定めることも可能です。

社会福祉法において理事長及び業務執行理事の報告事項は定めがないことから、各法人の状況に応じた内容で実施することとなりますが、当該報告は、理事会による理事長等の業務執行の監督を十分に機能させるものであることから、下記の

ような事項を報告することが考えられます。

- ・ 理事会が定めた理事長及び業務執行理事の専決事項
- ・ 各施設等事業活動の状況
- ・ 月次決算（四半期・半期決算）
- ・ 事業及び経理上生じた重要事項
- ・ 行政庁への届出のうち重要なもの
- ・ 理事会決議事項のうち重要な事項の経過 等

④①，②以外の理事の職務及び権限等

理事長及び業務執行理事以外の理事は，理事会における議決権の行使等を通じ，法人の業務執行の意思決定に参画するとともに，理事長や他の理事の職務の執行を監督する役割を担います。

（８）理事の義務等（法第 38 条，法第 45 条の 16，法第 130 条の 2 及び 3）

理事には善管注意義務，忠実義務のほか，法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した時の監事への報告義務が課されています。また，特別背任罪及び贈収賄罪等の罰則が設けられています。

３ 監事

監事は，法人の監査を行う常置必須の機関です。監事の選任・解任は理事と同様，評議員会の決議によります（法第 45 条の 4）。理事による，監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意又は請求については，監事の過半数をもって決定します（法第 43 条第 3 項において準用する一般法人法第 72 条）。評議員会の決議にあたって，監事の欠員が生じた場合に備えて補欠を選任できます。

（１）定数（法第 44 条第 3 項）

監事の定数は 2 名以上とされています。

（２）欠格事由（法第 44 条第 1 項）

評議員・理事と同様です。

（３）資格要件（法第 44 条）

- ① 理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることはできません。
- ② 一人は，社会福祉事業について識見を有する者であること。（P11 の 2（3）※1 参照）
- ③ 一人は，財務管理について識見を有する者であること。

監事には，公認会計士・税理士の登用が望ましいものとされています。

また，社会福祉法人は公益性の高い法人であることから，暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりをもってはならないものであり，暴力団員等の反社会的勢力の者が監事になることはできません。（社会福祉法人審査基準第 3 の 1（6））

(4) 特殊関係者（法第 44 条第 7 項）

監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と 厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれてはいけません。

(※) 厚生労働省令で定める者は以下のとおり。

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②以外の者で、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③の配偶者
- ⑤ ①～③の三親等内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該理事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員（※）又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）※業務を執行する社員を含む。
- ⑦ 当該監事が役員（※）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員（※）又は職員（これらの役員（当該監事を含む。）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）※業務を執行する社員を含む。
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である、監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の三分の一を超えて含まれる場合に限る。）
 - ・ 国の機関 ・ 地方公共団体 ・ 独立行政法人 ・ 国立大学法人又は大学共同利用機関法人
 - ・ 地方独立行政法人 ・ 特殊法人又は認可法人

(5) 職務・義務等（法第 45 条の 18）

監事の職務は、社会福祉法第 45 条の 18 等において、下記のように規定されています。

- ① 監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とします。この場合において、監事は、厚生労働省令で定めるところにより、監査報告書（記載例は次ページ参照）を作成しなければなりません。
- ② 監事はいつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対して事業の報告を求め、又は当該社会福祉法人の業務及び社会福祉法人の財産の状況を調査することができます。
- ③ 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができます。
- ④ 監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき等は理事に対し理事会の招集を請求できます。（当該請求を行った日

から 5 日以内にその請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知がないときは理事会を招集できます。)

- ⑤監事は、ア理事が不正の行為をしたとき、イ理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、ウ法令・定款に違反する事実があるとき、エ著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負います。
 - ⑥監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければなりません。(監事が出席することにより理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐため)
 - ⑦監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案・書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければなりません。
 - ⑧特定監事(※1)は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、特定理事(※2)に対し、計算関係書類についての監査報告の内容を通知しなければなりません。
 - ・計算書類の全部を受領した日から 4 週間を経過した日
 - ・計算書類の附属明細書を受領した日から 1 週間を経過した日
 - ・特定理事及び特定監事が合意により定めた日(合意がある場合)
- ※1 計算関係書類についての監査報告の内容を通知すべき監事を定めたときはその監事、定めない場合は全ての監事
- ※2 計算関係書類についての監査報告の通知を受ける理事を定めた場合は当該理事、定めない場合は計算関係書類の作成に関する職務を行った理事

(監査報告書の様式例)

※計算関係書類・財産目録及び事業報告等の監査報告を一本化した場合

※会計監査人非設置法人の例（特定社会福祉法人，特定以外の会計監査人設置法人は別添様式例を参照してください。）

監査報告書

令和〇年〇月〇日

社会福祉法人〇〇福祉会

理事長 〇〇 〇〇殿

監事 〇〇 〇〇

監事 〇〇 〇〇

私たち監事は、〇年〇月〇日から〇年〇月〇日までの〇年度の理事の職務の執行について監査を行いました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法により、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該会計年度に係る計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

(2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果

計算関係書類及び財産目録については、法人の財産、収支及び純資産の増減の状況を全ての重要な点において適正に示しているものと認めます。

以 上

(6) 任期・欠員補充

理事の場合と同じです。

(7) 監事の解任（法第 45 条の 4）

監事が次のいずれかに該当するときは、評議員会の 3 分の 2 以上の多数による決議によって、当該監事を解任することができます。

- ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

4 役員（理事・監事）・評議員の選任関係書類

役員（理事・監事）及び評議員を選任する場合には、資格要件・欠格事項等の確認を行う必要があること及び選任の関係を明らかにする必要があることから、改選期ごとに下記の選任関係書類を整え、役員・評議員名簿を整備する必要があります。

① 評議員会・評議員選任・解任委員会の議事録

役員・評議員の選任を議決した評議員会・評議員選任・解任委員会の議事録です。

② 就任承諾書

役員・評議員への就任を本人が承諾した旨の書類です。2 期目以降再任される場合には、任期が到来する前に、現在の理事長あてに提出させます。

③ 履歴書

履歴書は、資格要件を明確にした記載が必要です。

再任される場合には、法人内部の履歴も追記したものを徴してください。

④ 暴力団等の反社会的勢力との関係を有していない誓約書

社会福祉法人は公益性の高い法人であることから、暴力団員等の反社会的勢力の者と関わりをもつてはならないものであり、暴力団員等の反社会的勢力の者が理事・監事・評議員になることはできないことから、暴力団員等の反社会的勢力との関係を有していない誓約書を徴してください。

⑤ 役員・評議員名簿

選任された役員・評議員の欠員・任期等の管理を行うために、各役員・評議員の状況を簡潔にまとめた名簿を作成します。

※評議員、理事、監事又は会計監査人の委任契約は適正な選任手続きと法人からの申込み及び本人の就任承諾書によって成立するものと考えられるため、委嘱状の交付は不要です。なお、法人の判断で委嘱状の交付を行うことは妨げません。

(評議員・理事・監事) 就任承諾書

社会福祉法人〇〇福祉会（評議員・理事・監事）に就任することを承諾します。

なお、私は、①社会福祉法第 40 条第 1 項及び第 44 条第 1 項の規定に該当しないこと、②各役員又は各評議員に親族等特殊関係にある者が含まれないこと^(※1)、また今後、①又は②の記載事項に該当したときは遅滞なく報告することを申し添えます。

就任期間 令和〇〇年〇月〇日～令和〇〇年度に関する定時評議員会終結の時^(※2)

令和 年 月 日（選任の日若しくはその近日）

住 所 仙台市青葉区国分町 1－1

氏 名 仙台 太郎 (※3)

社会福祉法人〇〇会

理事長 〇〇 〇〇 様

※1 親族等特殊関係にある理事の就任承諾書は次の文に置き換えてください。ただし、特殊関係が認められるのは理事間の特殊関係のみ（制限数有）。監事・評議員については特殊関係は認められません。）

「②親族等特殊関係にある理事は〇〇〇〇であること」
(〇〇〇〇には、該当する理事の氏名を記載する。)

※2 例えば理事の任期について、『令和元年 6 月〇日から 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のもの』は「令和 2 年度」となるので、「令和 2 年度に関する定時評議員会終結の時」と記載してください。（注：令和 2 年度に関する定時評議員会とは、令和 3 年 4 月～6 月に開催する定時評議員会となります。）

※3 原則、署名。困難な場合は、記名押印。

履 歴 書	
フリカナ	センダイ タロウ
氏 名	仙 台 太 郎
生年月日	昭和〇〇年〇月〇日
現住所	仙台市青葉区〇〇町〇丁目〇番〇号 Tel ー
本籍地	宮城県〇〇市〇〇町〇丁目〇番
最終学歴	昭和〇〇年〇〇大学〇〇学部卒業
職 歴	平成〇〇年～現在 (株) 〇〇商事代表取締役 昭和〇〇年～平成〇〇年 (株) 〇〇物産総務部長
その他社会的活動	平成〇〇年～現在 青葉区〇〇町町内会長 昭和〇〇年～平成〇〇年 〇〇地区社会福祉協議会副会長
法人役員等の履歴	平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 理事(再任) 平成〇〇年〇月～平成〇〇年〇月 理事(就任)
上記のとおり、相違ありません。	
令和〇〇年〇月〇日	
氏名 仙台 太郎 (※)	

誓 約 書

私は、暴力団等の反社会的勢力との関係を有していないこと及び説明を求められた際には誠実に応じることを誓約します。

令和 年 月 日

住所
氏名 (※)

社会福祉法人 ○○○会
理事長 ○○ ○○様

- 20 -

役員・評議員名簿

○年○月○日現在

役職名	氏名	生年月日 (年齢)	住所	職業	現就任 年月日	任期	備考 *1
理事長	〇〇〇〇	○年○月○日 (〇〇歳)	青葉区〇〇1-1	〇〇商事 代表取締役	○年 ○月○日	○年度に関する定 時評議員会終結の 時	経識
理事	〇〇〇〇	○年○月○日 (〇〇歳)	太白区〇〇1-1	医師	○年 ○月○日	〃	福
監事	〇〇〇〇	○年○月○日 (〇〇歳)	泉区〇〇1-1	税理士	○年 ○月○日	〃	財
監事	〇〇〇〇	○年○月○日 (〇〇歳)	泉区〇〇1-1	〇〇大学教 授	○年 ○月○日	〃	識
評議員	〇〇〇〇	○年○月○日 (〇〇歳)	若林区〇〇1-1	民生委員	○年 ○月○日	○年度に関する定 時評議員会終結の 時	

*1 事業経営識見を有する者…経識 福祉に関する実情に通じている者…福 管理者…管 事業識見を有する者…
識 財務管理識見を有する者…財、評議員については、欠格事由・兼職禁止・特殊関係の要件に適合し、法人の適正な
運営に必要な識見を有する者として適正な手続きにより選任している限り、制限は受けません。

※インターネットで役員・評議員名簿を公表する際には、生年月日・住所等の個人情報は
省くことができます((独)福祉医療機構の財務諸表等電子開示システムに登録した場合、
そのまのデータが公表されますのでご注意ください。)

5 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類の適性について補償を与えるものです。これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけではなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にも資するものとなります。

(1) 会計監査人の選任及び解任（法第43条、第45条の4）

会計監査人は、評議員会の決議によって選任されます。理事が評議員会に提出する、会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を選任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定します。

会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって当該会計監査人を解任することができます。

- ①職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ②会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- ③心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(2) 会計監査人の資格（法第 45 条の 2）

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません。公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができません。具体的には、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。

(3) 会計監査人の任期（法第 45 条の 3）

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります。定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされます。

(4) 会計監査人に欠員が生じた場合の措置（法第 45 条の 6）

会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければなりません。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は（2）の会計監査人と同様です。

(5) 会計監査人の職務及び権限等（法第 45 条の 19）

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負います。

会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧・謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができます。

また、その職務を行うために必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができます。

会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期するため、当該社会福祉法人の理事、監事又は職員等の関係者を補助者として使用することはできません。

(6) 会計監査人の設置義務

会計監査人の設置が義務付けられる法人は、事業の規模が政令で定める基準を超える社会福祉法人（以下「特定社会福祉法人」という。）です。当該基準については、前年度決算における法人単位事業活動計算書（第 2 号第 1 様式）のサービス活動収益が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表（第 3 号第 1 様式）中の負債の部合計が 60 億円を超える法人です。

また、この特定社会福祉法人の基準については、

- ①平成 29 年度、平成 30 年度は、収益 30 億円を超える法人又は負債 60 億円を超える法人
- ②令和元（平成 31）年度、令和 2 年度は、収益 20 億円を超える法人又は負債 40

億円を超える法人（※令和元（平成 31）年度引き下げは延期）

③令和 3 年度以降は、収益 10 億円を超える法人又は負債 20 億円を超える法人と段階的に対象範囲が拡大される予定です。

なお、会計監査人を設置する法人は、会計監査人の設置に関する定款変更を行うことが必要です。

6 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

（１）評議員の報酬

評議員の報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）は定款で定めなければなりません（法第 45 条の 8 第 4 項において準用する一般法人法第 196 条）。無報酬の場合には、その旨定めることとなります。

（２）理事の報酬

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条）。無報酬の場合には、その旨定めることとなります。

※理事の報酬等を評議員会の決議によって定める場合には、監事の報酬等とは別に決議が必要です。

（３）監事の報酬

監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めることとなります（法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条）。

定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなります（同条 2 項）。

また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べることができます（同条 3 項）。

無報酬の場合には、その旨定めることとなります。

※監事の報酬等を評議員会の決議によって定める場合には、理事の報酬等とは別に決議が必要です。

（４）会計監査人の報酬

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければなりません（法第 45 条の 19 第 6 項において準用する一般法人法第 110 条）。

（５）理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところによ

り、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととされています（法第 45 条の 35 第 1 項）。

なお、この報酬等の支給の基準は、評議員会の承認を受けるとともに（法第 45 条の 35 第 2 項）、公表しなければなりません（法第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

具体的には、以下①から④までのとおり、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項です（施行規則第 2 条の 42）。

なお、無報酬とする場合には、定款に無報酬との規定があれば報酬等支給基準の定めは必要ありません。ただし、評議員・役員どちらかに対して報酬が支給される場合は報酬等支給基準の定めが必要です。

① 役員等の勤務形態に応じた報酬等の区分

- ・ 常勤・非常勤別に報酬を定めること。

② 報酬等の金額の算定方法

- (a) 報酬等の算定の基礎となる額、役職、在職年数など、どのような過程を経てその額が算定されたか、法人として説明責任を果たすことができる基準を設定すること。
- (b) 評議員会が役職に応じた一人当たりの上限額を定めた上で、各理事の具体的な報酬金額については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するといった規定は、許容される（国等他団体の俸給表等を準用している場合、準用する給与規程（該当部分の抜粋も可）を支給基準の別紙と位置づけ、支給基準と一体のものとして所轄庁に提出すること。）。
- (c) 評議員会の決議によって定められた総額の範囲内において決定するという規定や、単に職員給与規程に定める職員の支給基準に準じて支給するというだけの規定は、どのような算定過程から具体的な報酬額が決定されるのかを第三者が理解することは困難であり、法人として説明責任を果たすことができないため、認められない。
- (d) 退職慰労金については、退職時の月例報酬に在職年数に応じた支給率を乗じて算出した額を上限に各理事については理事会が、監事や評議員については評議員会が決定するという方法も許容される。

③ 支給の方法

- ・ 支給の方法とは、支給の時期（毎月か出席の都度か、各月または各年のいつ頃か）や支給の手段（銀行振込みか現金支給か）等をいう。

④ 支給の形態

- ・ 支給の形態とは、現金・現物の別等をいう。ただし、「現金」「通貨」といった明示的な記載がなくとも、報酬額につき金額の記載しかないなど金銭支給

であることが客観的に明らかな場合は、「現金」等の記載は特段なくとも差し支えない。

※報酬等支給基準に定めるべき「報酬等」には、交通費の実費相当分は含まれませんが、その名称にかかわらず、実質的に報酬に該当するものは、支給基準の記載対象とする必要があります。

(6) 理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額の公表

理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む。）については、平成 29 年度以降の現況報告書に記載の上、公表することとされています。

7 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

(1) 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する損害賠償責任

① 損害賠償責任

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負います(法第 45 条の 20 第 1 項)。
- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため(法第 38 条)、任務を怠ったとは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務違反（第 45 条の 16 第 1 項）も含まれる。）です。
- ・ なお、評議員には、業務執行権がなく、評議員会という会議体の構成員としての任務を行うものであることから、個々の評議員の任務懈怠により法人に直接損害が発生するケースは少ないと考えられます。

② 損害賠償責任の免除

(ア) 総評議員※の同意による免除

- ・ 理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員の同意がなければ免除することができません(法第 45 条の 22 の 2 で準用する一般法人法 112 条)。

※ 「総評議員」とは、定款上の評議員定数や評議員の出席者数ではなく、評議員の現在員数のこと。

(イ) 評議員会の特別決議による一部免除

- ・ 法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の 1 年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（ウ）において「最低責任限度額」という。）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができます（法第 45 条の 22 の 2 で準用する一般法人法第 113 条第 1 項）。

① 理事長 6

② 業務執行理事 4

③ 理事，監事，会計監査人 2

- ・ これは，理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためです。
- ・ 理事，監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には，監事の同意を得なければなりません（法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般法人法第 113 条 3 項）。
- ・ なお，評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については，評議員会の決議による責任の一部免除は認められていません。これは，評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ，総評議員による責任免除に加え，これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないからです。

（ウ）理事会の決議による一部免除

- ・ 社会福祉法人においては，理事，監事又は会計監査人の責任について，職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく，その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には，その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができます（法第 45 条の 22 の 2 において準用する一般法人法第 114 条第 1 項）。
- ・ この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合，又は定款の定めに基づく理事，監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には，いずれも監事の同意を要します（同条 2 項）。
- ・ なお，評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については，（イ）同様，一部免除に関する定款の定めは認められていません。

（２）理事，監事，評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任

- ・ 理事，監事，評議員又は会計監査人は，本来，社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず，第三者に対しては一般の不法行為（民法第 709 条）責任以外の責任は負わないと考えられます。
- ・ しかし，理事，監事，評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から，職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には，第三者に対して責任を負うこととされています（法第 45 条の 21 第 1 項）。
- ・ なお，評議員は，業務執行を行う立場ではないため，第三者に損害を与えることは多くないと考えられますが，評議員も法人と委任関係にあり，善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法第 644 条），悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定が

設けられています。

(3) 役員等のために締結される保険契約について

- ・令和3年3月1日から以下のとおり保険契約について明確化されました。
- (ア) 法人と役員等との間で締結される補償契約
 - ・補償契約の内容の決定をするには、理事会による決議が必要です（法第45条の22の2において準用する一般法人法第118条第3項）。
- (イ) 補償契約に基づく補償をした場合
 - ・理事会に報告し、理事会の議事録にも記載する必要があります。（法第45条の22の2において準用する一般法人法第118条の2第4項）。
- (ウ) 経過措置
 - ・令和3年3月1日以降に締結された補償契約について適用されます。
 - ・毎年更新の際に理事会の決議が必要となります。

Ⅲ 理事会・評議員会

1 理事会

(1) 権限等（法第 45 条の 13）

理事会は全ての理事で組織され、社会福祉法人のすべての業務執行の決定・理事の職務執行監督・理事長の選定及び解職がその職務です。

理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することはできません。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためです。

- ①重要な財産の処分及び譲受け
- ②多額の借財
- ③重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ④従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適性を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備

このうち、①「重要」な財産、②「多額」の借財、③「重要な役割」を担う職員、④「重要な組織」のそれぞれの範囲については、法人が実施する事業の内容や規模等に応じて、法人の判断として理事会で決定される必要があります。このため、それ以外の業務執行について理事に委任する場合（理事長の専決事項を設ける、等）には、金額、役職又は役割、組織が行う業務等を具体的に決定し、定款施行細則への記載を行うなど、委任できる範囲と委任できない範囲を明確にする必要があります。

(2) 運営（法第 45 条の 14）

①理事会の招集

理事会の招集権限は原則として各理事にあります。ただし、定款の定め又は理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることができます。

理事会を招集する者は、理事会の日の原則として 1 週間前（中 7 日間必要。定款による短縮が可能）までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければなりません。

通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他方法でも差し支えありません。また、議題を通知することも必須ではありません。

なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続きを省略して理事会を開

催することができます。この場合は、理事及び監事の全員が同意書を提出する、又は理事会の議事録に当該同意があった旨を記載する等、書面若しくは電磁的記録による何らかの形で全員の同意を確認できるようにしておきます。

②理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引き上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引き上げが可能）をもって行います。

また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。

ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます。

以下の事項については、理事会の決議を要します。

- ・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定
- ・理事長及び業務執行理事の選定及び解職
- ・重要な役割を担う職員の選任及び解任
- ・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ・内部管理体制の整備（特定社会福祉法人のみ）
- ・競業及び利益相反取引の承認
- ・計算書類及び事業報告等の承認
- ・役員、会計監査人の責任の一部免除（定款に定めがある場合に限り）
- ・役員等に対する補償契約及び役員等のために締結される保険契約の内容の決定
- ・その他重要な業務執行の決定（理事長等の委任されていない業務執行の決定）

理事会の決議には、議決に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることはできません。理事会の決議に特別の利害関係を有している理事がいないかについては、議決を行う前に法人や理事会が各理事に確認する必要があります。理事会にて議決前に特別の利害関係を確認する場合は、議事録への記載が必要ですが、理事会の招集通知と併せて、当該理事会の議案について特別の利害関係を有する場合には申し出ることを通知した場合や、理事の職務の執行に関する法人の規程に、理事が理事会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に確認を行う必要はなく、議決に利害関係を有する理事がいない場合には、議事録への記載も不要です。

③理事長等による職務の執行状況の報告

理事長及び業務執行理事は、理事会において、3か月に1回以上（定款に規定することにより毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上とすることができる）職務の執行状況について報告しなければなりません。この報告は、実際に開催された理事会において行わなければならないとされています。

④理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略

理事会の提案について、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く）は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。（あらかじめ、定款の定めが必要です。）

また、当該提案について監事が異議を述べたときは決議要件を満たさないため、監事からも事前に同意の書面を徴収することが望ましいとされています。

なお、理事会の決議の省略があった場合は、理事会が現実開催されないので、招集の通知は不要です。

理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知した時は、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができます。ただし、理事長及び業務執行理事の業務の執行状況に関する報告は省略できません。

⑤理事会の議事録等

理事会の議事については議事録を作成しなければなりません。議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款で定めがある場合は出席した理事長）及び監事が署名又は記名押印しなければなりません。

議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければなりません。

議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければなりません。理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員の同意の意思表示及び監事が異議を述べていないことを示す書面又は電磁的記録も同様です。

議事録には下記の事項を記載する必要があります。

【通常の理事会の事項】

ア 理事会が開催された日時及び場所

イ 理事会が次のいずれかに該当するときはその旨

- ・理事の請求を受けて招集されたもの
- ・理事の請求があったにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
- ・監事の請求を受けて招集されたもの
- ・監事が招集したもの

ウ 理事会の議事の経過の要領及びその結果

エ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは当該理事の氏名

オ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- ・競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
- ・理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告

- ・ 理事会で述べられた監事の意見
 - ・ 補償契約に基づく補償をした理事及び当該補償を受けた理事による報告
- カ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であって、理事会に出席したものの氏名
- キ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
- ク 理事会に議長が存するときは、議長の氏名

【理事会の決議の省略の場合の事項】

- ア 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
- イ アの事項の提案をした理事の氏名
- ウ 理事会の決議があったものとみなされた日
- エ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

【理事会への報告の省略の場合の事項】

- ア 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
- イ 理事会への報告を要しないものとされた日
- ウ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

⑥議長の議決権

議長の議決権については、以下のとおりとなります。

- ・ 過半数で決定（単純多数決）の場合、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなっており、可否同数のときより前の議決はできません。
- ・ 3分の2以上の賛成が必要な事項（特別多数決）の場合、議長は最初から議決権を行使できます。

（３）内部管理体制の整備

一定の事業規模を超える法人は、法人のガバナンスを確保するために、理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福法人の業務の適正を確保するために必要な体制の整備（内部管理体制の整備）について、基本方針を理事会において決定し、当該方針に基づいて、規定の策定等を行います。なお、一定の事業規模を超える法人とは会計監査人設置義務法人と同様です。

２ 評議員会

評議員会は、法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに、役員の選任・解任等を通じ、事後的に法人運営を監督する機関として位置づけられます。

従来の評議員会に対し諮問されていた業務執行に関する事項については理事会で行うこととなり、評議員会の決議事項は法に規定する事項及び定款の定めた事項に限定されます。（法第45条の8第2項）

なお、法律において評議員会の決議を必要としている事項について、理事、理事会その

他評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは効力を有しません。(同条第3項)

(1) 運営

定款変更や合併・解散など法人運営の基本ルールや、決算の承認など事後的な法人運営の確認は評議員会が最終的な決定を行うこととなりますが、評議員会の招集やこれらの事項に係る議案の提案等は、理事、理事会が行うのが原則です。

①評議員会の招集

ア 評議員会の招集権者

評議員会の招集権者は、原則として理事にあります。なお、評議員は、理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます。

イ 招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず①評議員会の日時及び場所②議題③議案といった招集事項を理事会の決議により定める必要があります。なお、議案については、評議員会の目的である事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く。）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）とされています。

ウ 招集通知

招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の1週間前（中7日間必要。定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出する必要があります。通知は電磁的方法によっても可能ですが、その場合には評議員の承諾が必要となります。

定時評議員会の招集通知には、計算書類・事業報告・監査報告を添付する必要があります。(法第45条の29)

なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続きを省略して、評議員会を開催することができます。この場合は全員分の同意書等の保存を要します。

②評議員会の決議

評議員会は、あらかじめ招集通知で定められた議題以外の事項を決議することはできません。(ただし、法第45条の8第4項で準用する一般法人法第185条により評議員は、評議員会の場合において、議題の範囲内で議案を提案することができます。)

また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められません

ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます。

評議員会の決議については、通常の決議（特別決議以外の決議）は、出席者の過半数の賛成、特別決議は、議決に加わることができる評議員（当該決議に特別の利

害関係を有する評議員は含まれない。)の3分の2以上の賛成をもって行われる必要があります。特別決議が必要な議案は、監事の解任、役員等の損害賠償責任の一部免除、定款変更、法人の解散、法人の合併契約の承認です。

評議員会の決議には、決議に特別の利害関係を有する評議員は議決に加わることはできません。評議員会の決議に特別の利害関係を有している評議員がいないかについては、決議を行う前に法人や理事会が各評議員に確認する必要があります。なお、評議員会にて決議前に特別の利害関係を確認する場合は、議事録への記載が必要ですが、評議員会の招集通知と併せて、当該評議員会の議案について特別の利害関係を有する場合には申し出ることを通知した場合や、評議員の職務の執行に関する法人の規程に、評議員が評議員会の決議事項と特別の利害関係を有する場合に届け出なければならないことを定めている場合には、個別の議案の議決の際に確認を行う必要はなく、決議に利害関係を有する評議員がいない場合には、議事録への記載も不要です。

③評議員会の決議事項

評議員会の決議は、法令及び定款に定める場合に行うことができるとされていますが、定款に定める事項の他、次の事項については、評議員会の決議を要します。

- ・ 理事、監事、会計監査人の選任及び解任
- ・ 理事、監事の報酬等の決議（定款に報酬等の額を定める場合を除く）
- ・ 理事等の責任の免除
- ・ 役員報酬等基準の承認
- ・ 計算書類の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 解散の決議
- ・ 合併の承認
- ・ 社会福祉充実計画の承認

④評議員会の決議の省略

理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する決議があったものとみなされます。

この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会があったものとみなされた日から10年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

なお、議題のすべてについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該評議員会が終結したものとみなされます。

評議員会の決議の省略があった場合は、評議員会が現実には開催されないため、招集の通知は不要です。

⑤評議員会の議事録

評議員会の議事については、議事録を作成しなければなりません。議事録は、評議員会の日から10年間主たる事務所に備え置かなければなりません。また、評議員会の日から5年間、議事録の写しを従たる事務所に備え置かなければなりません。当該法人が当該議事録を電磁的記録により作成し、従たる事務所に備え置かなくても閲覧に対応できる措置を取っている場合は、従たる事務所での備え置きは不要です。

評議員及び債権者は、社会福祉法人の勤務時間内はいつでも、次の請求を行うことができます。

ア 議事録が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

イ 議事録が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法により表示したものの閲覧の請求又は謄写の請求

議事録は書面又は電磁的記録により作成し、下記の事項を内容とするものでなければなりません。

【通常の評議員会の事項】

ア 評議員会が開催された日時及び場所

イ 評議員会の議事の経過の要領及びその結果

ウ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは当該評議員の氏名

エ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

- ・監事が監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べた時（会計監査人も同じ）
- ・監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べた時（会計監査人も同じ）
- ・監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告した時
- ・監事が、監事の報酬等について意見を述べた時

オ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称

カ 評議員会に議長が存するときは、議長の氏名

キ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【評議員会の決議の省略の場合の事項】

ア 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

イ アの事項の提案をした者の氏名

ウ 評議員会の決議があったものとみなされた日

エ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

【評議員会への報告の省略の場合の事項】

ア 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容

イ 評議員会への報告があったものとみなされた日

ウ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

⑥議長の議決権

議長の議決権については、以下のとおりとなります。

- ・過半数で決定（単純多数決）の場合、議長の議決権は可否同数のときの決定権として行使されることとなっており、可否同数のときより前の議決はできません。
- ・3分の2以上の賛成が必要な事項（特別多数決）の場合、議長は最初から議決権を行使できます。

⑦費用弁償

役員・評議員等が役員会・評議員会へ出席した場合に費用弁償（交通費、宿泊費等の実費）を行う場合には、「費用弁償規程」等を整備する必要があります。また、費用弁償を行った場合には、必ず受領証を徴してください。

※交通費実費相当額を超えた「お車代」や、職務執行の対価として「日当」を支払う場合は、費用弁償ではなく報酬に該当します。この場合は、役員等報酬等支給基準上の報酬等として位置づけ、当該支給に係る規定を定め、報酬等として支給してください。

（例）費用弁償受領書

役職名	氏 名	摘 要	金 額	受領印
理事	青葉 太郎	令和〇年〇月〇日 第〇回理事会費用弁償	〇〇〇円	印
理事	宮城野 一郎	令和〇年〇月〇日 第〇回理事会費用弁償	〇〇〇円	印
：				
理事	仙台 太郎	令和〇年〇月〇日 第〇回理事会費用弁償	〇〇〇円	印
監事	広瀬 清	令和〇年〇月〇日 第〇回理事会費用弁償	〇〇〇円	印
監事	梅田 良子	令和〇年〇月〇日 第〇回理事会費用弁償	〇〇〇円	印

（２）定時評議員会

定時評議員会は毎会計年度終了後一定の時期に招集されなければなりません。また、

計算書類等を毎年 6 月末日までに定時評議員会の承認を受け又は定時評議員会に報告した上で仙台市に届出をしなければなりません。

IV 資産の管理

社会福祉法人は、社会福祉事業を行うために必要な資産を備えなければなりません。
(社会福祉法第 25 条)

1 資産の所有等

社会福祉法人に必要とされる資産は、その法人が目的としている社会福祉事業の経営について必要とされる程度（事業の種類・規模等）によってそれぞれ異なりますが、その事業を所定の基準に従って行うために必要な施設を有しているか、又はその目的を達成するように使用できる使用权が確実に設定され、かつその事業経営に必要な最低限のその他財産がある又はこれを生み出す財源があることが必要になります。

原則として、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は国もしくは地方公共団体から貸与・使用許可を受けていることが必要です。

なお、特例により不動産を賃借により事業を行う場合には、その事業の存続に必要な期間の利用権（地上権・賃借権等）を設定し登記することが必要です。この場合、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借による貸与を受けることは、極力避けるようにしてください。

特例として、以下の場合には資産要件の緩和がなされています。

- ①特別養護老人ホームを設置する場合
- ②既設法人が福祉ホームを設置する場合
- ③既設法人が通所施設を設置する場合

2 資産の区分

法人の資産は、基本財産、その他財産、公益事業用財産（公益事業を行う場合）、収益事業用財産（収益事業を行う場合）に区分されます。

（1）基本財産

基本財産は、社会福祉法人存立の基盤となる重要な資産です。このため、基本財産の散逸等を防止し、厳重な管理を行う必要があることから、その他の財産と会計上区分して扱うとともに、定款に明記することが求められています。

基本財産とすべき資産は次のとおりです。

- ①社会福祉施設を経営する法人にあつては、すべての施設についてその施設の用に供する不動産を基本財産としなければなりません。ただし、すべての社会福祉施設

の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合には、100万円（平成13年1月4日以降に設立された法人は1,000万円）以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

②社会福祉施設を経営しない法人（社会福祉協議会及び共同募金を除く）は、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合については、所轄庁（仙台市長）が認める額の資産とすることができます。

なお、以上の場合以外の財産であっても、法人が重要と認める財産は基本財産とすることができます。

（２）その他財産

その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産すべてをいい、社会福祉法人が事業を行うために必要な資産です。

例えば、施設を経営する社会福祉法人の場合、建物・土地の他にも人件費・光熱水費など、様々な経費が必要になります。これらの経費は通常「措置費」や「運営費」として支弁されるか、「介護報酬」として確保することができます。しかし、万一措置費等の支弁が遅れた場合や、介護報酬が入金されるまでの間（2～3ヶ月程度）など、何らかの事情によって支払い資金に不足が生じるような場合にも、安定して事業を継続するための資産であり、必要な額は以下のとおりです。

①介護保険上又は障害者総合支援法上の事業を実施する法人：年間事業費の12分の2以上

②措置費・委託費支弁対象施設を運営する法人：年間事業費の12分の1以上

（３）公益事業用財産・収益事業用財産

公益事業・収益事業は、法人が経営する社会福祉事業に支障がない限りに行うことができるものですので、公益事業・収益事業を行うために必要な資産を確保していなければなりません。これらの資産を公益事業用財産・収益事業用財産といい、公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理することが必要です。

また、社会福祉事業用の会計から収益事業用の会計へ資金を繰り入れることはできず、特定の事業を除く社会福祉事業用の会計から公益事業用の会計へ資金を繰り入れることもできません。

3 資産の管理

(1) 基本財産の管理

法人の所有する社会福祉事業の用に供する不動産は、すべて基本財産として定款に記載され、当該不動産の所有権について登記がなされていることが必要です。

また、基本財産は社会福祉法人にとって大切な資産であるため、基本財産（社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法で行う必要があります。次のような財産や管理運用方法は適当ではありません。

- ①価格変動の激しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- ②客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ③減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- ④回収が困難になるおそれのある方法（融資）

なお、基本財産を処分し、又は担保に供しようとする場合には、所轄庁（仙台市長）の承認を受けなければなりません。

- ①現金（預金）の取崩し
- ②不動産の売却
- ③建物の取壊し
- ④担保提供（※ただし、定款に規定されている独立行政法人福祉医療機構等に対する場合は除く）

(2) 基本財産以外の資産の管理

基本財産以外の資産（その他財産、公益事業用財産、収益事業用財産）の管理運用にあたっては、安全・確実な方法で行うことが望まれます。

基本財産以外の資産については株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められますが、子会社保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限られます。株式の保有が認められる場合において、全株式の20%以上を保有している場合には、現況報告書と合わせて、当該営利企業の概要等を記載した書類を所轄庁（仙台市長）に提出する必要があります。なお、保育所運営費や措置費支弁施設等にあつては、運営費等の管理運用方法については株式投資等リスクの大きいものは認められていません。

ただし、上記に関わらず、以下の要件をすべて満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

- ①社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。
- ②法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて、公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

V 登記

1 登記しなければならない事項

社会福祉法人が登記しなければならない事項は、下記のとおりです（組合等登記令第2条）。

① 目的及び業務

定款に記載している「目的」・「公益事業」・「収益事業」です。

② 名称

「社会福祉法人〇〇福祉会」などの法人名称です。

③ 事務所

定款に記載している「事務所の所在地」です。

④ 代表権を有する者の氏名・住所・資格

理事長の氏名・住所・資格（理事長）です。

⑤ 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

⑥ 資産の総額

財産目録の総資産から負債を差し引いた額（純資産額）を登記します。

①から⑤の項目について、登記事項に変更があった場合には、その都度2週間以内に変更登記を行う必要があります。（組合等登記令第3条第1項）

⑥の資産の総額については、毎年度変動しますので、毎会計年度終了後3ヶ月以内に変更登記することが必要です。（組合等登記令第3条第3項）

VI 社会福祉法人現況報告書等の届出

社会福祉法人は、毎会計年度終了後3ヶ月以内に、現況報告書等を仙台市長あてに届出しなければなりません。（社会福祉法第59条第1項、施行規則第9条、社会福祉法人審査基準第5（4））

仙台市に届出する書類は以下のとおりです。

- ・ 現況報告書
- ・ 計算書類（貸借対照表、事業活動計算書・資金収支計算書）
- ・ 計算書類の附属明細書
- ・ 事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）
- ・ 事業報告の附属明細書
- ・ 監査報告（会計監査人設置社会福祉法人にあつては会計監査報告を含む）
- ・ 財産目録
- ・ 役員等名簿（理事、監事、評議員の氏名、住所を記載した名簿）
- ・ 報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう）の支給の基準を記載した書類（役員報酬等支給基準）
- ・ 事業計画書（定款で作成することとなっている場合）
- ・ 社会福祉充実残額算定シート
- ・ 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合）

上記の書類は、原則（独）福祉医療機構の「社会福祉法人の財務諸表等電子開示システム」（以下、財務諸表等電子開示システムという。）に登録する方法での届出が必要となります。

VII 定款変更手続

社会福祉法人が定款の変更を行う場合には、一部を除き所轄庁（仙台市長）の認可が必要です。（法第 45 条の 36）

理事会・評議員会の決議・承認等，定款に定める手続を経て，申請をしてください。

（１）定款変更認可申請に必要な書類（全て正本 1 通，副本 1 通の計 2 通）

- ① 定款変更認可申請書
- ② 理事会・評議員会の議事録
- ③ 現行の定款
- ④ 変更後の定款
- ⑤ 変更の内容に応じた添付書類（別表参照）

※②の理事会の議事録は，定款変更を決議する評議員会の開催（日時・場所・議題・議案の概要）についての決議の記載が必要となりますのでご注意ください。

（２）定款に掲げる事業目的の記載方法

① 事業の区分について

第 1 種社会福祉事業 ⇒ 法令記載事業

第 2 種社会福祉事業 ⇒ 法令記載事業

公益事業，収益事業 ⇒ 社会福祉法人審査基準等に照らして事業所管課において特定した事業

② 事業の名称について

法令に記載されている事業名または事業所管課で示している事業名を記載します。定款準則の改正により，施設名称は記載が省略できます。公益事業で，市からの受託事業等については，委託契約書の事業名を記載します。

（例）

第 1 種社会福祉事業 ⇒ 特別養護老人ホームの経営

⇒ 養護老人ホームの経営

第 2 種社会福祉事業 ⇒ 老人短期入所事業の経営

⇒ 老人デイサービスセンターの経営

⇒ 保育所の経営

⇒ 障害福祉サービス事業の経営

（３）定款変更届出でよい事項

- ① 事務所の所在地の変更
- ② 資産に関する事項の変更のうち基本財産の増加に係るもの
- ③ 公告の方法の変更

様式第 2

(表面)

社会福祉法人定款変更認可申請書			
申請者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名称		
	理事長の氏名		
申請年月日			
定款変更の内容及び理由	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	

(注意)

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。
- 2 記載事項が多いため、この様式によることができないときは、適宜用紙（大きさは、日本産業規格A列4番とする。）の枚数を増加し、この様式に準じた申請書を作成すること。
また、変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。

(定款変更届出でよい場合)

様式第 2

(表面)

社 会 福 祉 法 人 定 款 変 更 届 出 書			
申 請 者	主たる事務所の所在地		
	ふりがな 名 称		
	理事長の氏名		
申 請 年 月 日			
定 款 変 更 の 内 容 及 び 理 由	内 容		理 由
	変 更 前 の 条 文	変 更 後 の 条 文	
	第 4 条 この法人の事務所を〇〇に置く。	第 4 条 この法人の事務所を△△に置く。	事務所の所在地を△△に変更する。 基本財産△△を追加する。 公告の方法に△△を追加する。 (仙台市の認可日ではなく、評議員会の決議日)
	第 28 条 基本財産は、次の各号に掲げる (1) 〇〇	第 28 条 基本財産は、次の各号に掲げる (1) 〇〇 (2) △△	
	第 39 条 この法人の公告は、〇〇に掲示して行う。	第 39 条 この法人の公告は、〇〇又は△△に掲示して行う。 附則 この定款は、令和〇年〇月〇日から施行する。	

定款変更届出でよい事項

- ①事務所の所在地の変更
- ②資産に関する事項の変更のうち基本財産の増加に係るもの
- ③公告の方法の変更

※変更届出でよい場合でも、定款変更に関する理事会、評議員会の決議は必要です。

(別表)

定款変更認可申請書類一覧

	添付書類	変更事項		役員定数の変更	基本財産の変更				定款例に合わせた条文整理
		事業目的の追加	設置経営		新	築増	改築削	除	
1	申請書	○	○	○	○	○	○	○	○
2	理事会及び評議員会 議事録(写)	○	○	○	○	○	○	○	○
3	財産目録	○	—	—	—	—	—	—	—
4	変更後の定款	○	○	○	○	○	○	○	○
5	現行の定款	○	○	○	○	○	○	○	○
6	添付書類目録	○	○	—	○	○	—	—	—
7	事業計画書	○	○	—	—	—	—	—	—
8	収支予算書	○	○	—	—	—	—	—	—
9	受託事業の概要説明	—	○	—	—	—	—	—	—
10	受託契約書(写)	—	○	—	—	—	—	—	—
11	関係条例(写)	—	○	—	—	—	—	—	—
12	施設建設関係書類	予算書又は決算書	○	—	—	○	○	—	—
		補助金等の決定書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		助成金決定書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		借入金決定書(写)又は 受理証明書(写)等	○	—	—	○	○	—	—
		償還計画	○	—	—	○	○	—	—
		借入金償還金 贈与契約書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		所得証明書 身分登録証明書	○	—	—	○	○	—	—
		各種補助要綱	○	—	—	○	○	—	—
		建築資金 贈与契約書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		身分証明書 身分登録証明書	○	—	—	○	○	—	—
		残高証明書	○	—	—	○	○	—	—
		法人本部会計等 決算書	○	—	—	○	○	—	—
		工事関係契約書 見積書・領収書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		不動産売買契約書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		(不動産)登記事項証明書	○	—	—	○	○	○	—
		建築確認書(写)	○	—	—	○	○	—	—
		図面	○	○	—	○	○	—	—
13	施設長就任承諾書・履歴書及び施設長の資格を有する書類	○	○	—	—	—	—	—	—
14	廃止事業に係る財産の 処分方法	—	—	—	—	—	○	—	—
15	事業の廃止届(写)又は 認可書(写)等	—	—	—	—	—	○	—	—
16	基本財産処分承認書(写)	—	—	—	—	—	○	—	—

VIII 情報の開示

1 書類の備え置き・閲覧

社会福祉法人は、以下の書類を各事務所に備え置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければなりません。

備え置き・閲覧の対象となる書類は以下の通りです。

- ・ 定款
- ・ 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）
- ・ 計算書類の附属明細書
- ・ 事業報告（法人の状況に関する重要な事項等）
- ・ 事業報告の附属明細書（事業報告の内容を補足する重要な事項）
- ・ 監査報告（会計監査報告を含む）
- ・ 財産目録
- ・ 役員等名簿（役員等の氏名及び住所を記載した名簿）
- ・ 報酬等の支給の基準を記載した書類（役員等報酬等支給基準）
- ・ 現況報告書
- ・ 事業計画書（定款で作成することになっている場合）
- ・ 社会福祉充実残額算定シート

上記のうち、定款については常時、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書並びに監査報告（会計監査報告を含む。）は定時評議員会の日の2週間前（中14日間必要。）の日から、それ以外の書類は毎会計年度終了後3月以内に、それぞれ備え付けることが必要です。

2 インターネットによる公表

社会福祉法人は、以下の書類について、インターネットを利用し、遅滞なく公表する義務を負います。

- ・ 定款（法人設立の際、定款変更の認可を受けた際、並びに変更の届出を行った際に公表）
- ・ 計算書類（貸借対照表・事業活動計算書・資金収支計算書）
- ・ 役員等名簿
- ・ 報酬等の支給の基準を記載した書類
- ・ 現況報告書
- ・ 社会福祉充実計画（社会福祉充実残額がある場合のみ）

各法人におかれましては、法人ホームページ等により、これらについて公表するようにしてください。ただし、これらの書類については、法人が財務諸表等電子開示システムへの登録を行うことにより、公表したものとみなすことができます。

なお、社会福祉法施行規則第 10 条第 3 項かっこ書きにおいて、公表の対象は、法人の運営に係る重要な部分に限り、個人の権利利益が害されるおそれがある部分を除くものとされています。現況報告書の記載事項には、代表者の年齢及び住所といった個人情報や、母子生活支援施設等の施設所在地が含まれるため、法人が公表するに当たっては、個人又は利用者の安全に支障を来す恐れのある事項を除くなど、十分に配慮してください。（財務諸表等電子開示システムに登録する情報についても、（独）福祉医療機構ホームページで公開されますので十分にご注意ください。）

Ⅸ 「社会福祉充実残額」「社会福祉充実計画」

1 社会福祉充実残額

社会福祉法人は、毎会計年度、その保有する財産について、事業継続に必要な財産を控除した上、再投下可能な財産（以下「社会福祉充実残額」という。）を算定しなければなりません。さらにその結果、社会福祉充実残額が生じる場合には、社会福祉法人は、「社会福祉充実計画」を作成し、これを所轄庁（仙台市長）に提出して、その承認を受ける必要があります。

これは、社会福祉充実残額が主として税金や保険料といった公費を原資とするものであることから、法人がその貴重な財産を地域住民に改めて還元するのみならず、社会福祉充実計画の策定プロセスを通じ、その用途について、国民に対する法人の説明責任の強化を図るために行うものです。

（１）社会福祉充実残額の算定式

社会福祉充実残額 ＝ ①「活用可能な財産」－（②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」＋③「再取得に必要な財産」＋④「必要な運転資金」）

①活用可能な財産＝資産－負債－基本金－国庫補助金等特別積立金

②社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等＝財産目録により特定した事業対象不動産等に係る貸借対照表価額の合計額〇円－対応基本金〇円－国庫補助金等特別積立金〇円－対応負債〇円

③再取得に必要な財産＝

〔ア 将来の建て替えに必要な費用〕

（建物に係る減価償却累計額〇円×建設単価等上昇率）×一般的な自己資金比率（％）

〔イ 建て替えまでの間の大規模修繕に必要な費用〕

＋ （建物に係る減価償却累計額〇円×一般的な大規模修繕費用割合（％）－過去の大規模修繕に係る実績額〇円

（注 1）過去の大規模修繕に係る実績等が不明な法人の特例あり

〔ウ 設備・車両等の更新に必要な費用〕

＋ 減価償却の対象となる建物以外の固定資産（②において財産目録で特定したものに限る。）に係る減価償却累計額の合計額〇円

④必要な運転資金 ＝ 年間事業活動支出の 3 月分〇円

（注 2）主として施設・事業所の経営を目的としない法人等の特例あり

※既に社会福祉充実計画を実施している法人にあつて、社会福祉充実計画に基づき新たに取得した土地及び建物（社会福祉充実計画用財産）がある場合には、当該土地等を取得した年度の次年度から計画を終了するまでの間、上記の結果算出さ

れた社会福祉充実残額から当該土地等の貸借対照表価額を差し引くことができます。

(2) 上記①「活用可能な財産」の算定

i 法人単位貸借対照表の資産の部合計－ ii 負債の部合計－ iii 基本金－ iv 国庫補助金等特別積立金

なお、この計算の結果が 0 以下となる場合については、社会福祉充実残額が生じないことが明らかであることから、以降の計算は不要です。

(3) 上記②「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」の算定

「社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等」として控除対象となる財産は、法人が現に実施する社会福祉事業等に直接又は間接的に供与されている財産であって、当該財産がなければ事業の実施に直ちに影響を及ぼし得るものです。一方、法人が実施する社会福祉事業等の実施に直ちに影響を及ぼさない財産については、控除対象とはなりません。

(4) 上記③「再取得に必要な財産」の算定

社会福祉施設等の「再取得に必要な財産」については、現に事業に活用している建物・設備等と同等の者を将来的に更新することを前提としつつ、建物については、建設当時の建設資材や労務費の変動等を考慮した建設単価上昇率を勘案した上で必要額を控除します。

また、建て替え費用は、一般的な自己資金比率に減価償却累計額を乗じて得た額を基本とします。

(5) 上記④「必要な運転資金」の算定

「必要な運転資金」については、賞与の支払いや、突発的な建物の補修工事等の緊急的な支出等に備えるための最低限の手元流動資金として、必要額を控除します。

年間事業活動支出の 3 月分は、法人単位の資金収支計算書における事業活動支出に 12 分の 3 を乗じて得た額とします。

(6) 主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例

主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（(1) の③と④の合計額が年間事業活動支出を下回る場合）の控除対象財産については、特例的な取り扱いとして将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、社会福祉充実残額の算定式に関わらず、年間事業活動支出全額を控除することができます。なお、この場合（4）及び（5）の算定の結果については控除しないでください。（なお、本特例の適用については、「社会福祉充実残額算定シート」において、適用するか否かを法人が選択することとなります）

(7) 社会福祉充実残額の計算過程に関する書類の保存

社会福祉充実残額の計算過程に関する書類については、法人において、毎会計年

度における最初の日から 10 年間保存しておくことを要します。

ただし、社会福祉充実計画を策定する場合にあつては、当該計画の実施期間における各年度の当該書類について、計画の実施期間の満了の日から 10 年間保存しておくことを要します。

(8) その他

社会福祉充実残額の算定に当たっては、原則として電子開示システムに組み込まれた「社会福祉充実残額算定シート」を活用してください。

2 社会福祉充実計画策定の流れ

①社会福祉充実残額の算定

↓（残額有の場合は②へ。なしの場合は現況報告書の届出のみ）

②社会福祉充実計画原案の作成

↓（地域公益事業を行う場合は③へ。行わない場合は④へ。）

③地域協議会等からの意見聴取

↓

④公認会計士・税理士等からの意見聴取（※監事監査終了後行うこと）

↓

⑤評議員会の承認（法人として社会福祉充実計画案の確定）

↓

⑥所轄庁への申請（承認後社会福祉充実計画の確定）

↓

⑦計画に基づく事業実施

3 社会福祉充実計画

(1) 社会福祉充実計画とは

1 の社会福祉充実残額がある場合には、この社会福祉充実残額を財源として、社会福祉充実計画を策定し、これに基づく事業（以下「社会福祉充実事業」という。）を実施しなければなりません。

社会福祉充実計画の承認の申請は、毎会計年度終了後 3 月以内に現況報告書の届出と同時に行為なければなりません。

(2) 社会福祉充実計画に記載すべき内容

社会福祉充実計画には、次の事項を記載します。

- ①既存事業の充実又は新規事業（社会福祉充実事業）の規模及び内容
- ②事業区域
- ③社会福祉充実事業の事業費
- ④社会福祉充実残額

- ⑤計画の実施期間
- ⑥法人名，法人の所在地，連絡先等の基本情報
- ⑦社会福祉充実残額の使途に関する検討結果
- ⑧資金計画
- ⑨公認会計士・税理士等からの意見聴取年月日
- ⑩地域協議会等の意見の反映状況（地域公益事業を実施する場合に限る。）
- ⑪計画の実施期間が 5 か年度を超える理由 等

なお，社会福祉充実計画に位置付けられるべき事業の検討に当たっては，将来的な福祉・介護人材確保・定着を図る観点から，職員処遇の充実を進めていくことが重要であり，こうした事業の実施について可能な限り優先的に検討が行われることが望ましいとされています。

X 税額控除に係る証明

平成 23 年度税制改正により、個人が一定の要件を満たした社会福祉法人（以下「税額控除対象法人」という。）へ寄附金を支出した場合、それまでの所得控除制度に加え、税額控除制度との選択適用が可能となりました。また、租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 159 号）の施行により、社会福祉法人に係る税額控除対象法人の判定において、社会福祉事業に係る費用の額の合計額が 1 億円に満たない法人における特例が設けられました。

税額控除対象法人となるためには、所轄庁（仙台市長）に要件を満たしている旨の証明（「税額控除に係る証明書」）を受けるための申請を行う必要があります。

1 税額控除制度の概要

（税額控除対象寄附金－2 千円）×40％＝控除対象額（所得税額から控除）

※ 1 税額控除対象寄附金：税額控除対象法人への寄附金額

注：寄附金支出額が総所得金額等の 40％に相当する金額を超える場合には、40％に相当する額が税額控除対象寄附金となる。

※ 2 控除額は、所得税額の 25％を限度とする。

2 税額控除対象法人となる要件

税額控除対象法人となるには、実績判定期間において、以下の 2 つの要件のいずれかを満たす必要があります。

要件 1 3 千円以上の寄附金を支出した者が、平均して年に 100 人以上いること。

ただし、次の①又は②に掲げる場合には、それぞれ①又は②に定めるとおりとすること。

①実績判定期間内に保育所等（注 1）の定員等の総数が 5,000 人未満の会計年度がある場合（保育所等の定員等の総数が 0 である場合の会計年度は除く。）、当該事業年度の判定基準寄附者（注 2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

（ア）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×5000/定員等の総数（当該定員等の総数が 500 未満の場合は 500）

（イ）寄附金額が年平均 30 万円以上

②実績判定期間内に社会福祉事業に係る費用（注 3）の額の合計額が 1 億円未満の会計年度がある場合、当該会計年度の判定基準寄附者（注 2）数は（ア）のとおり計算し、かつ（イ）の要件を満たすこと。

（ア）判定基準寄附者数＝実際の寄附者数×1 億/社会福祉事業に係る費用

(1000 万円未満の場合は 1000 万円)

(イ) 寄附金額が年平均 30 万円以上

(注 1) 特定学校等とは租税特別阻止法施行令（以下「租特令」という。）第 26 条の 28 の 2 第 3 項第 4 号に規定する特定学校等をいう。具体的には申請の手引き参照。

(注 2) 判定基準寄附者とは、租特令第 26 条の 28 の 2 第 5 項第 5 号に規定する判定基準寄附者をいい、基本的に 3,000 円以上の寄附金を支出した者をいう。

(注 3) 社会福祉事業に係る費用とは、社会福祉法人会計基準第 23 条第 2 項に規定する事業活動内訳表のうち、社会福祉事業区分におけるサービス活動増減の部の費用に計上する額及びサービス活動外増減の部の費用に計上する額の合計額をいう。

要件 2 経常収入金額に占める寄附金収入額の割合が 5 分の 1 以上であること

(1) 要件 1 の留意事項

- ・平均して 100 人以上いることとは、実績判定期間の平均値。
- ・個人から支出された寄附だけでなく、他法人から寄附された寄附金も 1 法人につき 1 人とカウントする。
- ・一度の寄附金の額が 3 千円に満たない場合でも、同一の者からの寄附金の合計が 3 千円以上であれば寄附者 1 人とカウントする。
- ・寄附者と生計を一にする者からの寄附は寄附金額を合算して 1 人としてカウントします。合算すれば 3 千円になる場合は 3 千円以上の 1 人とカウントできますが、5 千円の寄附があり、さらに 3 千円の寄附が生計を一にする者からあった場合にはいずれか一方の者のみをカウントし、もう一方はカウントできません。
- ・申請する法人の役員は、寄附者としてカウントできません。

(2) 要件 2 の留意事項

- ・実績判定期間における合計値について、以下の数式にあてはめます。

・一者当たりの基準限度額超過額^{※1}

受入寄附金総額 — ・一者からの計 1,000 円未満の寄附金 + 国等からの補助金の額^{※2}

・氏名等不詳の寄附金

総収入金額 — $\geq 1/5$

・国等からの補助金^{※2}

・委託の対価としての収入で国等から支払われるもの

・資産売却収入で臨時的な物 等^{※3}

※1 同一の者からの寄附金の合計額のうち、受入寄附金総額の 1/10（特定公益増進法人、認定 NPO 法人からの寄附については 5/10）を超える部分の金額

※2 国等からの補助金の額は、(i) 寄附金等収入に加算する又は(ii)総収入額から控除することのいずれが可能

※3 「等」とは、以下の項目をいいます。

- ・法律又は政令の規定に基づき行われる事業でその対価の全部又は一部につき、その対価を支払うべき者に代わり国又は地方公共団体が負担することとされている場合のその負担部分
 - ・資産の売却収入で臨時的なもの
 - ・遺贈により受け入れた寄附金等のうち、一者当たり基準限度額に相当する部分
 - ・同一の者から受け入れた寄附金の額の合計額が1,000円に満たないもの
 - ・寄附者の氏名、名称が明らかでないもの
- ・措置費（運営費）、介護給付費、障害者自立支援給付費は、経常収入に含まれず、総収入額から控除することができます。ただし、介護給付費については、介護給付費（利用者負担を除く）に国・地方公共団体の負担率（50％）を乗じて算出することとなります。

3 実績判定期間

実績判定期間は、直前に終了した事業年度から遡って5年間となります。

4 証明書の有効期間

所轄庁から証明を受けた日から5年間が有効期間となり、その間、税額控除に係る新たな書類の提出は必要ありません。

5 証明書受領後に行うべきこと

（１）「税額控除に係る証明書」の写しの交付

寄附者に対して領収書を発行する際、「税額控除に係る証明書」の写しも交付し、寄附者が確定申告に際して税額控除と所得控除のいずれかを選択できることを説明します。

（２）書類の備え付けと閲覧

以下の書類を主たる事務所に備え付け、閲覧の請求があった場合には、閲覧に供する必要があります。

- ア 法人の定款、役員名簿、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書
- イ 役員報酬規程または従業員給与支給規程
- ウ 以下の事項を記載した書類
 - ・役員、役員と親族関係にある者又は役員と特殊の関係にある者からの一事業年度における受入寄附金の合計額が20万円以上である場合には、当該寄附金支出者の氏名、寄附金の額及び受領年月日
 - ・支出した寄附金の額、相手先及び支出年月日
- エ 寄附金を充当する予定の具体的な事業を記載した書類

資料 1 社会福祉法人定款例

<説 明>

1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項（直線） → 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項（法第31条第1項各号に掲げる事項等） ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項（点線） → 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項 → 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条） ・ 理事長及び業務執行理事の選定及び解職（理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号） ・ 重要な財産の処分及び譲受け（法第45条の13第4項第1号） ・ 多額の借財（法第45条の13第4項第2号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第45条の13第4項第3号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止（法第45条の13第4項第4号）	・ 理事、監事、会計監査人の選任（法第43条） ・ 理事、監事、会計監査人の解任（法第45条の4第1項及び第2項）★ ・ 理事、監事の報酬等の決議（理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★ ・ 役員報酬等基準の承認（法第45条の35第2項） ・ 計算書類の承認（法第45条の30第2項） ・ 定款の変更（法第45条の36第1項）★ ・ 解散の決議（法第46条第1項第1号）★

	・コンプライアンス（法令遵守等）の体制の整備（法第45条の13第4項第5号）※一定規模を超える法人のみ ・競業及び利益相反取引（法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項） ・計算書類及び事業報告等の承認（法第45条の28第3項） ・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項） ・その他の重要な業務執行の決定	・合併の承認（吸収合併消滅法人：法第52条，吸収合併存続法人：法第54条の2第1項，法人新設合併：法第54条の8）★ ・社会福祉充実計画の承認（法第55条の2第7項） ・その他定款で定めた事項 ★：法第45条の9第7項の規定により，議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては，その割合）以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項
--	---	---

社会福祉法人定款例

社会福祉法人定款例

社会福祉法人〇〇福祉会定款

第一章 総則

（目的）

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は，多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより，利用者が，個人の尊厳を保持しつつ，自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として，次の社会福祉事業を行う。

（１）第一種社会福祉事業

（イ）障害児入所施設の経営

（ロ）特別養護老人ホームの経営

（ハ）障害者支援施設の経営

（２）第二種社会福祉事業

（イ）老人デイサービス事業の経営

（ロ）老人介護支援センターの経営

（ハ）保育所の経営

（ニ）障害福祉サービス事業の経営

（ホ）相談支援事業の経営

（ヘ）移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
 - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
 - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
 - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
 - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
 - (6) 共同募金事業への協力
 - (7) 福祉サービス利用援助事業
 - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
- (注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。
- (9) その他本会の目的達成のため必要な事業

- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

(目的)

第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図る

ために必要な事業

- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) ○○県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営

(注) 記載に当たっては、第一条の(1)及び(2)の例によること。

- (13) その他本会の目的達成のために必要な事業

(名称)

第二条 この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

(経営の原則等)

第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第四条 この法人の事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

第二章 評議員

(評議員の定数)

第五条 この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

(備考一)

確定数とすることも可能。

(備考二)

法第 40 条第 3 項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人及び平成 28 年度中に設立された法人については、平成 32 年 3 月 31 日までは、評議員の人数は 4 名以上でよいものとする。

(評議員の選任及び解任)

第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第 31 条第 5 項)。

(評議員の任期)

第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第 41 条第 1 項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後 6 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第 41 条第 2 項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第 1 項の次に次の一項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

(評議員の報酬等)

第八条 評議員に対して、＜例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として＞支給することができる。

(備考一)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考二)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない（法第 45 条の 35、第 59 条の 2 第 1 項第 2 号）。

第三章 評議員会

(構成)

第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

(1) 理事及び監事＜並びに会計監査人＞の選任又は解任

(2) 理事及び監事の報酬等の額

(3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準

(4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認

(5) 定款の変更

(6) 残余財産の処分

(7) 基本財産の処分

(8) 社会福祉充実計画の承認

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(2) については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条第 1 項）。

(開催)

第一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に 1 回開催するほか、（〇月及び）必要がある場合に開催する。

（備考）

定時評議員会は、年に 1 回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない（法第 45 条の 9 第 1 項）ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4 月～6 月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後 3 ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。（法第 45 条の 9 第 2 項）。

（招集）

第二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（決議）

第三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の〈例：3 分の 2 以上〉に当たる多数をもって行わなければならない。

（1） 監事の解任

（2） 定款の変更

（3） その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 15 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（備考）

第一項については、法第 45 条の 9 第 6 項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。（例：理事の解任等）

第二項については、法第 45 条の 9 第 7 項に基づき、3 分の 2 以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

(議事録)

第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考一)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考二)

第二項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人二名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

第四章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第一五条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち一名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合（例えば、理事長を「会長」と表記するような場合）には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第一六条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（理事の職務及び権限）

第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、＜例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。＞

3 理事長及び業務執行理事は、3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（備考）

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である（法第45条の16第3項）。

＜例＞

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

（監事の職務及び権限）

第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

（備考）

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

（会計監査人の職務及び権限）

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類（貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書）並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

（1） 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

（2） 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

（役員＜及び会計監査人＞の任期）

第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後一年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

理事の任期は、定款によって短縮することもできる（法第45条）。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の一項を加えること。

2. 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

（役員＜及び会計監査人＞の解任）

第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

（1）職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

（2）会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

（3）心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、（監事全員の同意により、）会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

（備考）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（役員＜及び会計監査人＞の報酬等）

第二一条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考一)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考二)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考三)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

(職員)

第二二条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考一)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

（運営協議会の設置）

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

（運営協議会の委員の定数）

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

（運営協議会の委員の選任）

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

（１） 地域の代表者

（２） 利用者又は利用者の家族の代表者

（３） その他理事長が適当と認める者

（運営協議会の委員の定数の変更）

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

（意見の聴取）

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

（その他）

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考二)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考三)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

第五章 理事会

(構成)

第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること

- ⑪ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

（招集）

第二十五条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

（決議）

第二十六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（備考）

第一項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

（議事録）

第二十七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

（備考一）

記名押印ではなく署名とすることも可能。

（備考二）

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる（法第45条の14第6項）。

第六章 資産及び会計

（資産の区分）

第二十八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

（1）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の木造瓦葺平家建〇〇保育園園舎 一棟
（ 平方メートル）

（2）〇〇県〇〇市〇丁目〇〇番所在の〇〇保育園 敷地（平方 メートル）

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手

続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

（資産の区分）

第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）の四種（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、三種）とする。

2 本文第二項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産（公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載）は、第〇条に掲げる公益を目的とする事業及び第〇条に掲げる収益を目的とする事業（公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載）の用に供する財産とする。

5 本文第四項に同じ。

（基本財産の処分）

第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、〔所轄庁〕の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、〔所轄庁〕の承認は必要としない。

一 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

二 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

三 社会福祉施設整備のための資金に対する融資を行う確実な民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合で、当該事業計画が適切であるとの関係行政庁による意見書を所轄庁に届け出た場合。なお、当該貸付に係る償還が滞った場合には、遅滞なく所轄庁に届け出るものとする。

（資産の管理）

第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、

第二項の次に次の一項を加える。

- 3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

（事業計画及び収支予算）

第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、＜例 1：理事会の承認、例 2：理事会の決議を経て、評議員会の承認＞を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1） 事業報告
- （2） 事業報告の附属明細書
- （3） 貸借対照表
- （4） 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- （5） 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

- （6） 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

- 3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間（、また、従たる事務所に 3 年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- （1） 監査報告
- （2） 理事及び監事並びに評議員の名簿
- （3） 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- （4） 事業の概要等を記載した書類

（備考）会計監査人を置いている場合の例

第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第 3 号から第 6 号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- （1） 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第二条の三十九に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議員会への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 会計監査報告
- (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (5) 事業の概要等を記載した書類

（会計年度）

第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

（備考一）

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

（種別）

第〇条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

- (1) 〇〇の事業

(2) ○○の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(備考二)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第○章 収益を目的とする事業

(種別)

第○条 この法人は、社会福祉法第二六条の規定により、次の事業を行う。

(1) ○○業

(2) ○○業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第○条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和三三年政令第一八五号)第一三条及び平成一四年厚生労働省告示第二八三号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和三九年法律第一二九号)第一四条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和三九年政令第二二四号)第六条第一項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

第七章 解散

(解散)

第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第三七条 解散(合併又は破産による解散を除く。)した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団

法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

(定款の変更)

第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、〔所轄庁〕の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を〔所轄庁〕に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第三九条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員、評議員＜、会計監査人＞は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理事長

理 事

//

//

//

//

監 事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

＜会計監査人＞

（備考一）

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

（備考二）

平成 29 年 4 月 1 日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

資料２「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」

社 援 第 1896 号

老 発 第 599 号

平成 12 年 8 月 22 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省社会・援護局長

厚生省老人保健福祉局長

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて
特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、特別養護老人ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認めてきたところです。

特別養護老人ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、特別養護老人ホームの設置に必要な土地及び建物のいずれについても、特別養護老人ホームの設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、特別養護老人ホームについては、介護保険法（平成 9 年法律 123 号）の施行に合わせて、緊急の整備が全国的に求められているところです。

このため、今般、従前の取扱いを改めることとし、特別養護老人ホームの設置については、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において特別養護老人ホームの設置認可を行う際に適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

特別養護老人ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、特別養護老人ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄附金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2. 施行期日

この通知は平成 12 年 8 月 22 日から施行するものとする。

資料３「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」

障 第 669 号
社 援 第 2028 号
平成 12 年 9 月 8 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長

国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて
既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、福祉ホームについては、都市部等土地の取得が極めて困難な地域（以下「都市部等地域」という。）に限り、国及び地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することを認めてきたところです。

福祉ホームを経営する事業が安定的、継続的に行われるためには、福祉ホームの設置に必要な土地及び建物のいずれについても、福祉ホームの設置者が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいと考えられます。

その一方で、障害者の地域における生活を推進していくためには、就労や日中の活動の場の確保とともに、地域での生活の場を確保していくことが重要となり、福祉ホームはこのような点で非常に重要な役割を果たすものと考えられます。

このため、今般、従前の取扱いを改めることとし、福祉ホームの設置については、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

福祉ホームについては、これまで、都市部等地域において、国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて設置することが認められていたが、これを、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に基づく障害福祉サービス（療養介護、生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は身体障害者社会参加支援施設を経営している既設の社会福祉法人（以下「法人」という。）に限り、都市部等地域以外の地域にも拡大すること。

なお、福祉ホームを経営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記するものとする。

また、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性にかんがみ、無料又は極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が寄付金等により当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。

2. 施行期日

この通知は平成12年9月8日から施行するものとする。

資料４「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」

障 第 670 号
社 援 第 2029 号
老 発 第 628 号
児 発 第 732 号
平成 12 年 9 月 8 日

(最終改正：令和 2 年 1 月 23 日)

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生省大臣官房障害保健福祉部長
厚生省社会・援護局長
厚生省老人保健福祉局長
厚生省児童家庭局長

国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて
既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について（通知）

従来、社会福祉法人（以下「法人」という。）は通所施設を設置する場合には、通所施設を経営する事業を行うために直接必要なすべての物件について、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有していることを条件にしてきたところです。

法人による通所施設の経営が安定的、継続的に行われるためには、通所施設の設置に必要な不動産のすべてについて、当該通所施設の設置者たる法人が所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていることが原則であって望ましいことですが、その一方で、通所施設は入所施設と比較してその整備の機動性・弾力性を確保する必要があります。

そのため、今般、地域の実情に応じた取組みを容易にする観点から、従前の取扱いを改めるととし、既設法人が国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて通所施設を設置する場合においては、下記のとおり要件緩和を行うこととしましたので、貴職において適切な御配慮をお願いします。

なお、当該通知については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言として発出するものです。

記

1. 要件緩和の内容

(1) 既設法人（第一種社会福祉事業（社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 2 項第 2 号，第 3 号又は第 4 号に掲げるものに限る。）又は第二種社会福祉事業のうち放課後児童健全育成事業，保育所を経営する事業若しくは障害福祉サービス事業（療養介護，生活介護，自立訓練，就労移行支援又は就労継続支援に限る。）を行うものに限る。）が以下に掲げる通所施設を整備する場合には，当該通所施設の用に供する不動産の全てについて，国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けていても差し支えないこと。

- ① 障害児通所支援事業所
- ② 情緒障害児短期治療施設（通所部に限る，）又は自立支援施設（通所部に限る。）
- ③ 障害福祉サービス事業（生活介護，自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。），就労移行支援又は就労継続支援に限る。）
- ④ 放課後児童健全育成事業所，保育所又は児童家庭支援センター
- ⑤ 母子福祉施設
- ⑥ 老人デイサービスセンター，老人福祉センター又は老人介護支援センター
- ⑦ 身体障害者福祉センター，補装具製作施設又は視聴覚障害者情報提供施設
- ⑧ 地域活動支援センター

(2) 貸与を受けている不動産については，原則として，地上権又は賃借権を設定し，かつこれを登記しなければならないこと。ただし，次のいずれかに該当する場合などのように，安定的な事業の継続性の確保が図られると判断できる場合には，地上権又は賃借権の登記を行わないこととしても差し支えないこと。

- ① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において 10 年以上とされている場合
- ② 貸主が，地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人，又は，地域における基幹的交通事業者等の信用力の高い主体である場合

(3) 賃借料が，地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに，安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。また，賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されていること。

2. 施行期日

この通知は平成 12 年 9 月 8 日から施行するものとする。

資料5 社会福祉法人における決算関係スケジュール（例）

以下のスケジュールは例示ですので、各法人の実態に応じて適切に実施してください。

期間	月日	主要項目
毎会計年度終了後3月以内 4週間経過日 (6月8日) まで 2週間前の日から (中14日間) 1週間前まで (中7日間) ※網掛け部分は役員改選時の場合	3月31日	○決算期
	5月10日	○事業報告等（事業報告及びその附属明細書）の提出（理事→各監事） ○計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）及び財産目録の提出（理事→各監事） ＜（必要に応じて）特定理事の選定（任意）＞
		○監事監査の実施 ・監事で監事監査の実施方法（日程，職務分担など）について協議 ・業務監査及び会計監査の実施 ・監査報告の作成 ＜（必要に応じて）特定監事の選定（任意）＞
	5月29日	○監査報告の提出（特定監事→特定理事）
	5月31日	○理事会の開催（旧役員による） 注：招集通知の発出は1週間前（招集手続きの省略可） ・事業報告等，計算関係書類及び財産目録の承認 ・定時評議員会の日時・場所，議題等（決算・新役員・報酬基準等※）の決定
	6月1日	○事業報告等，計算関係書類及び監査報告を事務所に備置き
	6月1日	○定時評議員会の招集通知の発出 （計算書類，事業報告，財産目録及び監査報告の提供）
	6月16日	○定時評議員会の開催 ・計算書類及び財産目録の承認，事業報告の報告 ・新役員の選任，報酬基準の承認等※
		○理事会の開催（新役員による） 注：招集通知の発出は1週間前（招集手続きの省略可） ・理事長の選定
		○理事長等の登記（理事長選定後2週間以内）
	6月30日まで	○資産の総額の登記 ○所轄庁への届出・公表 ○財産目録等を事務所に備置き

※社会福祉充実残額がある法人は，社会福祉充実計画の承認も併せて行うこととなる。

評議員及び役員の任期満了を伴う場合

月日	主要項目	評議員に関するもの	役員に関するもの
3月31日	○決算期		
5月10日	○監事へ書類の提出		
	○監事監査の実施		
5月23日	理事会招集通知の発出		
5月29日	○監査報告書の提出		
5月31日	理事会の開催【現役員】		
	(決議事項) 【評議員会付議議案】 ・計算関係書類等の承認 ・評議員会の招集	(決議事項) 【※委員会付議議案】 ・新評議員候補者の選定 ・※委員会の招集	(決議事項) 【評議員会付議議案】 ・新役員候補者案
6月1日	○決算関係書類の備置き		
6月8日	○評議員会招集通知の発出		
6月16日	定時評議員会の開催【現評議員】		
	(決議事項) ○計算書類及び財産目録 の承認 ○事業報告の報告		(決議事項) ・新役員の選任
	定時評議員会終了をもって、評議員・役員の任期が終了する。		
同 日			理事会の開催【新役員】 (決議事項) ・理事長等の互選 (・※委員の選任) (・※委員会の招集等) 監事交代・委員任期 切れの場合
同 日		※委員会の開催 (決議事項) ・新評議員の選任	
			・理事長の登記
6月30日 まで	○資産の総額の登記 ○仙台市への届出・公表 ○財産目録等の備置き		

※委員（会）＝評議員選任・解任委員（会）